

日向市立地適正化計画策定委員会設置要綱をここに公表する。

令和元年 7月 2日

日向市長 十 屋 幸 平

日向市告示第 129号

日向市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画の策定のため、日向市立地適正化計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 立地適正化計画の策定に関する資料の収集及び分析に関すること。
- (2) 立地適正化計画の具体的な計画案の作成に関すること。
- (3) その他立地適正化計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 地域の各分野における関係団体の推薦する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、立地適正化計画の策定完了までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務を処理するため、都市政策課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表 日向市立地適正化計画策定委員会 委員構成

番号	区分	所属機関・団体職員	氏名	分野
1	学識 経験者	宮崎大学 地域資源創成学部 副学部長	出口 近士	都市計画・ 地域計画
2		宮崎大学 地域資源創成学部 教授	桑野 斉	自治体政策
3		九州保健福祉大学 薬学部 准教授	山内 利秋	博物館学・文化財、 まちづくり
4	行政機関	宮崎県 福祉保健部 日向保健所 所長	古家 隆	行政機関（医療）
5		宮崎県 県土整備部 日向土木事務所長	中村 安男	行政機関 （都市計画）
6	各分野	日向商工会議所 事務局長	清水 邦彦	産業・経済
7		日向農業協同組合 企画管理部長	奈須 誠	農業・経済
8		日向市区長公民館連合会 会長	三浦 雅典	市民・住民
9		宮崎交通株式会社 延岡自動車営業所 所長	鳩山 政秀	公共交通
10		九州旅客鉄道株式会社 宮崎総合鉄道事業部 企画課長	中村 孝正	公共交通
11		宮崎県タクシー協会日向支部	飯沼 智宏	公共交通 （コミュニティバス）
12		社会福祉法人 日向市社会福祉協議会 常務理事	三輪 勝広	福祉
13		一般社団法人 日向市東臼杵郡医師会 事務局長	國延 明夫	医療
14		NPO 法人 こども遊センター 副代表	瀬戸口 潤子	子育て
計 14名				